

平成27年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について(概要)

平成27年度において、公益法人の会計に関する研究会(以下「研究会」という。)は、公益認定等委員会の下で、5回にわたり諸課題の検討を行いました。その結果を平成28年3月23日の委員会で報告し、承認を得て公益法人informationに公表しました。

I 検討課題及び検討結果

本報告の検討課題は、既に平成27年3月に公表した「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」(以下「26年度報告」という。)においては、検討課題とされていた事項で残されたものを引き続き検討するものです。すなわち、26年度報告は、検討課題であった公益法人会計基準に定めのない会計基準についての取り扱いをどのようにするか、検討体制について結論を示しました。その内容は、研究会で基本的な方針を決めて、具体的な検討も研究会で引き続き行うもの、また、日本公認会計士協会へ検討を依頼するものと分けて結論を出していくというものでした。これを受けて、本報告の検討課題は、個別に掲げられた企業会計基準につき、公益法人に適用するかどうかの結論を付けることが挙げられ、その結果を示しています。

検討結果

検討した企業会計基準

1. 退職給付に関する会計基準
2. 金融商品に関する会計基準 ※1
3. リース取引に関する会計基準
4. 棚卸資産の評価に関する会計基準
5. 工事契約に関する会計基準
6. 資産除去債務に関する会計基準
7. 賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準
8. 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準 ※2
9. 固定資産の減損に関する会計基準

結論

公益法人にも適用すべきと結論付けたもの → 1、3、5、6、7

現行の公益法人の基準をそのまま適用すべきと結論付けたもの → 4、9



※1 金融商品に関する会計基準については、従来より公益法人にも適用されているので、20年基準でも適用されることとなりますが、その後、当該基準の改正により、「金融商品の状況に関する事項」と「金融商品の時価等に関する事項」の注記が追加になりました。公益法人における、これらの注記の記載の対象となる金融商品としては、法人の資産運用を図る手段として用いられる金融商品に限定しています。また、具体的な注記例を示しています。

※2 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準については、少人数の職員により運営されている法人が多い公益法人に、過去の財務諸表の修正まで求めることは、その運営実務に大きな混乱をもたらす懸念があることから、当該基準によらない会計処理も公正妥当と認められる会計慣行ということができるとの結論になりました。なお、公益法人の中には、規模も大きく、当該基準を既に適用している法人もあることから自主的に適用することは妨げないとするにより、実務に対する影響を最大限考慮しています。

適用時期

本報告に記載の事項は、平成28年4月1日以降開始される事業年度からの適用となりますが、それ以前の適用も妨げません。

また、上記の個別の会計基準の適用についての結論の中には、企業会計と異なる結論を得ているものもあり、公益法人が監査を受けている場合の取り扱いについては、別途、日本公認会計士協会から検討され、実務指針等が公表されることとなります。

Ⅱ 26年度報告の日本公認会計士協会実務指針等への反映について

委員会は、日本公認会計士協会に対して、26年度報告で方向性を示した課題のうち、①法人類型ごとの適用する会計基準、②収支相償・遊休財産規制と指定正味財産の考え方、③有価証券の評価方法等の考え方と表示方法を実務指針等での公表を依頼しました。

なお、これらに関して日本公認会計士協会より、平成28年3月22日に以下が公表されました。公益法人にとっても実務上の指針となるものです。

非営利法人委員会実務指針第38号「公益法人の会計基準に関する実務指針」
非営利法人委員会研究報告第29号「正味財産増減計算書内訳表等に関する研究報告」

日本公認会計士協会ホームページからご覧下さい。<http://www.hp.jicpa.or.jp/>

Ⅲ 公益法人の制度会計についてのアンケート結果

公益法人の制度会計に関して、26年度報告についての普及状況について、平成27年9月7日から9月18日までの期間で、平成27年3月以降に事業年度が終了し、当該事業年度の財務諸表等を作成した内閣府の公益法人又は移行法人を対象として、アンケート調査を実施しました。

アンケートの対象法人数は、3,696法人のうち、有効回答数は、1,206法人で、32.6%の回答率でした。「法人運営、定期提出書類を作成するに当たり、26年度報告、それに基づく改定FAQが役に立ったか？」というアンケート項目については、6割の法人から役に立ったと回答を得ましたが、全般として、今後も引き続き、報告書等の内容の周知を図ることが必要であることが明らかになりました。

Ⅳ まとめ

研究会では、20年基準の制定当初より、課題とされていた企業会計基準の公益法人への適用について、個別会計基準ごとに検討して結論を出しました。企業会計基準が社会的な変化を最も取り入れ、メンテナンスを行う体制の整った基準であることから、当該基準の改訂をみつつ、検討を行ったところです。

公益法人の会計基準は、今後とも引き続き、企業会計基準の新たな設定や改正に適切に対応していくことが必要です。

以上